

除することがある。

(他の奨学金との関係)

第8条 この規程に基づく奨励金の支給を受けた者が、次に掲げる奨学金等を重ねて受給することはできない。

- 一 安倍能成記念教育基金奨学金
- 二 学習院奨学基金
- 三 学習院奨学金
- 四 学習院女子大学外国人留学生に対する奨学金及び奨励金
- 五 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- 六 独立行政法人日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費

(改正)

第9条 この規程の改正は、国際交流推進委員会の発議に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

学習院女子大学協定留学生宿舍費補助に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学習院女子大学（大学院を含む。以下「本学」という。）が、協定留学生に対し、宿舍費の一部を補助することにより、宿舍の確保が円滑に行われることを目的とする。

(協定留学生の定義)

第2条 この規程において、「協定留学生」とは、本学学則第41条第1項第1号及び本学大学院学則第37条第1項に定める留学生をいう。

(宿舍の定義)

第3条 この規程において、「宿舍」とは、協定留学生が入居契約の当事者として本学以外の者と締結し、かつ、当該契約に基づいて入居する全ての宿舍をいう。

(宿舍費の範囲)

第4条 この規程において、「宿舍費」とは、入居契約に基づいて協定留学生が毎月支払う費用のうち、宿舍の使用にかかる部分として入居契約に定められた額をいう。

(補助金及び除外事項)

第5条 宿舍費の補助額（以下「補助金」という。）は、1カ月につき、次のとおり定める。

宿 舎 費	補 助 金
月額が50,000円未満の場合	宿舍費の全額
月額が50,000円以上の場合	50,000円

2 前項の補助金については、月の途中に入居又は退去した場合において、その入居期間が16日未満であるときは、前項の補助額の2分の1とする。

3 第1項の補助金については、協定留学生在が家族以外の第三者と共同で宿舎に入居する場合は、その人数の割合に応じて補助金を減額する。

(補助金受給者の決定)

第6条 補助金を受給できる協定留学生（以下「受給者」という。）は、国際交流推進委員会が選考し、学長が学生部長の意見を徴して決定し、院長に報告する。

(申請)

第7条 補助金を受けようとする協定留学生は、入居時に締結した契約書における契約開始日から1カ月以内に、次の必要書類を本学国際交流推進センターに提出することとする。

- 一 協定留学生宿舎費補助申請書
- 二 入居契約書の写し

(更新等)

第8条 受給者が宿舎の所在地の変更及び契約を更新し、引き続き補助を受けようとする場合は、入居時に締結した契約書における契約開始日から1カ月以内に、次の必要書類を本学国際交流推進センターに提出することとする。

- 一 協定留学生宿舎費補助変更申請書
- 二 入居契約書の写し

(支給期間)

第9条 この規程により補助金を受給できる期間は、入居契約書の契約開始日の属する月から次のいずれか一つに該当するまでの期間とする。

- 一 入居契約の終了日より前に当該宿舎を退去する場合、その退去する日の属する月
- 二 入居契約の終了日より前に協定留学期間が終了する場合は、その終了日の属する月
- 三 前2号以外の場合は、入居契約者における契約満了日の属する月

(補助金の取消し)

第10条 受給者が次に定める事由が生じた場合には、学長は国際交流推進委員会と学生委員会の議を経て、受給者の決定の取消し又は支給した補助金の返還を命ずることができる。

- 一 申請書に虚偽の記載があった場合
- 二 宿舎を退去したにもかかわらず、宿舎費の補助を受けていた場合
- 三 その他、宿舎費の補助をすることが不適當である場合

(他の奨学金との関係)

第11条 協定留学生在が本学又は本学以外の機関から月額100,000円を超える奨学金を受けている場合、この規程による宿舎費補助を受けることができない。

(実施細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、国際交流推進委員会の発議に基づき、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

学習院父母会奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院父母会奨学金（以下「本奨学金」という。）の給付に関して必要な事項を定める。

(原資)

第2条 本奨学金は、学習院父母会（以下「父母会」という。）会計から支出する。

(対象者)

第3条 本奨学金は、学習院に在学する学生（大学院の学生を除く）・生徒・児童・園児（以下「学生・生徒等」という。）のうち、在学中、学費負担者である父母保証人の死亡等に起因し、家計が激変したことにより学費の支弁が困難と認められる者で、勉学熱心な者に対して、この規程の定めるところにより給付する。

2 本奨学金は原則として1家族1名とする。

3 本奨学金は原則として、各学校における最短修業年限での卒業が見込まれない者へは給付しない。ただし、特段の事情がある場合には、この限りでない。

(給付額)

第4条 本奨学金は、1年度（年度とは、当該年の4月から翌年の3月までの1年間をいう。以下同じ）につき、次の各号に掲げるものとする。ただし、100万円を超えないものとする。

一 大学及び女子大学の学生 授業料・施設設備費相当額

二 高等科、女子高等科、中等科、女子中等科、初等科及び幼稚園の生徒・児童・園児授業料・施設設備費相当額

(給付期間)

第5条 本奨学金は、学習院在学中1年度に限り給付する。

(給付人数)

第6条 本奨学金は、1年度につき、原則として15名を限度に給付する。

(他の奨学金との関係)

第7条 この規程に基づく奨学生は、受給年度中は給付又は貸与の別にかかわらず他の奨学金を受給してはならない。ただし、学業優秀者給付奨学金及び安倍能成記念教育基金奨学金については受給することを認める。

(願書の提出)

第8条 本奨学金の受給を希望する学生・生徒等は、所定の願書及び必要な添付書類（以下「願書等」という。）を在学する学校の長（以下「学校長」という。）に提出するものとする。

2 学校長は、前項の願書等を調査の上、当該年度の前年度の1月8日から1月20日までの間に父母会長に提出するものとする。

(選考方法)

第9条 父母会事務局長は、前条の願書等を取りまとめ、書類選考を行う。

2 父母会長及び父母会副会長は、前項の書類選考合格者に対して、面接による選考を行い奨学生を